

## 施策 1 地域福祉の推進

評価責任者名	保健福祉部長 村上 秀樹
評価シート作成者名	保健福祉部次長 藤原 真人

### 【施策の目的(目指す姿)】

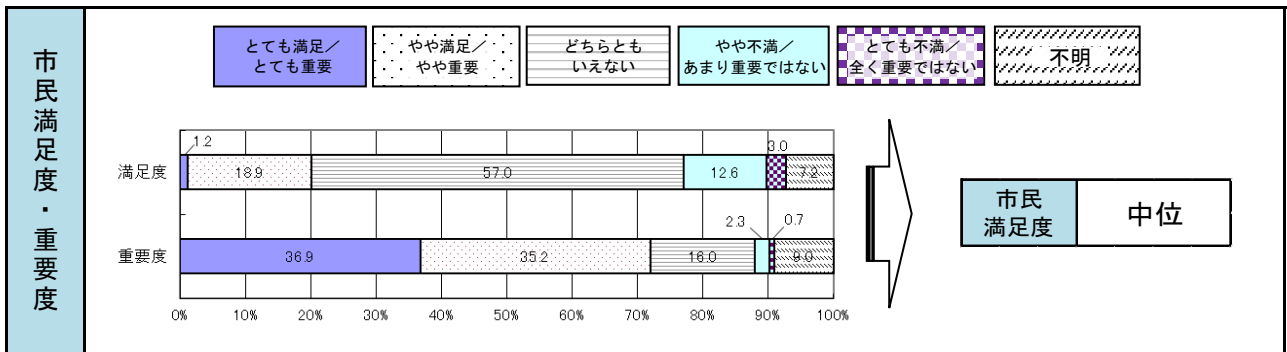
対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民, 地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援を必要としている人が, 福祉サービスを適確に受けられる</li> <li>共に支え合うことができる環境が地域に醸成される</li> <li>仕組みと地域環境をつくり, 支える人材が養成される</li> </ul>

### 【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移																		
まちづくり評価アンケート調査「福祉サービスが適切に受けられる」と答えた市民の割合* <sup>1</sup>	↑	%	<table border="1"> <caption>福祉サービスが適切に受けられると答えた市民の割合推移</caption> <tr><th>年度</th><th>実績値</th><th>目標値</th></tr> <tr><td>当初値</td><td>22.9</td><td>-</td></tr> <tr><td>H27</td><td>23.0</td><td>-</td></tr> <tr><td>H28</td><td>33.4</td><td>-</td></tr> <tr><td>H31</td><td>-</td><td>26.4</td></tr> <tr><td>H36</td><td>-</td><td>30.0</td></tr> </table>	年度	実績値	目標値	当初値	22.9	-	H27	23.0	-	H28	33.4	-	H31	-	26.4	H36	-	30.0
年度	実績値	目標値																			
当初値	22.9	-																			
H27	23.0	-																			
H28	33.4	-																			
H31	-	26.4																			
H36	-	30.0																			
まちづくり評価アンケート調査「地域で支え合いが進んでいる」と答えた市民の割合* <sup>2</sup>	↑	%	<table border="1"> <caption>地域で支え合いが進んでいると答えた市民の割合推移</caption> <tr><th>年度</th><th>実績値</th><th>目標値</th></tr> <tr><td>当初値</td><td>29.4</td><td>-</td></tr> <tr><td>H27</td><td>24.0</td><td>-</td></tr> <tr><td>H28</td><td>26.3</td><td>-</td></tr> <tr><td>H31</td><td>-</td><td>31.7</td></tr> <tr><td>H36</td><td>-</td><td>34.0</td></tr> </table>	年度	実績値	目標値	当初値	29.4	-	H27	24.0	-	H28	26.3	-	H31	-	31.7	H36	-	34.0
年度	実績値	目標値																			
当初値	29.4	-																			
H27	24.0	-																			
H28	26.3	-																			
H31	-	31.7																			
H36	-	34.0																			

\*1, 2 上記指標の当初値

27年度から新たに設定した指標。当初値は, 26年度の当初値としている。



### 【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
支援を必要とする人が福祉サービスを受けられる仕組みづくり	30	30	20	20	40	12	30	やや小さい
共に支え合うことができる地域環境づくり	30	20	30	20	30	9		
地域福祉を担うひとづくり	30	20	30	20	30	9		

## 【取組内容と成果】

### (取組)

平成21年度の第1期盛岡市地域福祉計画の中間年度見直しにおいて、市民の意識が「ボランティア活動」「支えあい活動」「災害時の対策」について関心が高くなっていたことから、災害時要援護者避難支援対策を計画内容に位置付け、避難支援の協力協定の締結などを進めるとともに、災害時要支援者登録情報の地域での活用の充実を進めている。

平成28年度は、27年度に引き続き、第2期地域福祉計画推進に基づく事業として地域福祉コーディネーターを設置(2名)しているほか、地域の課題を解決に結びつく多機関の協働による包括的相談支援体制構築のモデル事業の実施や避難行動要支援者情報提供同意者名簿への登録勧奨、及び地域福祉中核人材育成事業を実施してまちづくりの専門家による人材養成講座の開催や、ふれあいのまちづくり事業等を推進した。

### (成果)

これらの取組により、支えあいマップ作りを行った団体が210団体になり、ボランティアの登録者数及び団体数が増加するなど、「地域で支え合いが進んでいる」と答えた市民の割合の上昇につながったと考えている。

## 【成果を押し上げた要因】

地域や、家庭が抱える複合的な課題に対応するため、盛岡市社会福祉協議会に設置した地域福祉コーディネーターが中心となり、各分野の関係機関や、民生委員などと積極的に連携を図りながら個別支援を行うとともに、同じような事案に対応できるような支援体制の構築に取り組んだこと。

モデル地区を指定して調査実施したことにより、小地域における実態の把握につながったこと、また、地域福祉の中核的な担い手の層や興味関心が薄い層に対応するためのフォーラムや講座を実施したこと。

多機関の協働による包括的相談支援体制構築のモデル事業の実施により市内相談支援機関の担当者を相談支援包括化推進員に委嘱したことにより、相互に活動を知りえたことで相談連携の繋がりが生じたことによる。

## 【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

地域での支え合いが進んでいると答えた市民の割合が2.3ポイント増加した。

## 【これからの課題】

地域住民のつながりの希薄化、家族力、地域力の低下が指摘されている中で、地域のさまざまな福祉課題は、地域の実情によってとらえ方が異なり、温度差があることから、第2期盛岡市地域福祉計画に基づき、地域福祉コーディネーターの設置を着実に進めながら、個別支援だけでなく、地域資源を活かした仕組みづくりを推進するなど、各分野の相談支援機関などが有機的に連携できるような仕組み(地域トータルケアシステム)を構築して、地域共生社会の実現に向け取り組んでいく必要がある。

また、平成27年度にモデル地区で実施した調査結果をもとに、企業の協力など新たな社会資源の開発も含めた小地域における地域の支え合い体制が機能するような環境の整備や仕組みの構築に向けた取組を進め、公的な福祉サービスだけでなく、持続可能性の高いインフォーマルな福祉サービスやコミュニティビジネスなど、地域の社会資源がその機能を発揮できるような環境の整備や仕組みの構築を進めていくことが求められる。併せて、それらの活動を担う人材育成を進めることが求められる。

地域福祉活動への参加や興味関心を高めるための継続的な人材育成や企業の地域福祉活動の参加を促進することによる担い手の範囲の拡大や町内会や地区福祉推進会などの小地域レベルでニーズのマッチングを行うことができる仕組みの構築が求められている。特に、大雨災害が多発しており、災害ボランティアを含め、引き続き、ボランティアの増加につなげる取組を進めていく。

## 【改革改善案】

「地域福祉コーディネーター設置補助事業」により設置した地域福祉コーディネーターを中心に、市内の相談支援機関が有機的に結びつくような体制を構築し、支援を必要とする世帯や相談支援機関に対し、高齢者福祉・障がい者福祉・子ども子育てなどの各福祉分野の専門家がチームとして支援できる体制を構築する。

「地域福祉計画推進事業」の推進により、地域力を一層強化するため住民の身近な圏域で住民が主体的に地域課題を把握して、解決を試みる体制づくりを進める観点から、モデル地区を2地区程度選任して、地域課題に対する相談・情報提供を行う。

共生社会の理念を実現するため、今後の盛岡の未来の担い手としての高校生や大学生の若者も視野に入れた地域課題に関わる実践的なプログラムを実施して、若者の愛郷心を育む場を創りながら、地域福祉活動の活性化と担い手の育成を図る。

## 【各主体に期待する役割】

### ○ 市

多機関が連携して地域の課題解決にあたるための地域トータルケアシステムの構築を推進すると共に、地域共生社会を実現するための多機関の連携による相談支援体制の充実や地域力強化のための市民啓発のための取組を推進すること。

市民、団体、事業者等のボランティア活動、社会貢献活動への参加意識を高める取組や、NPO等民間団体によるボランティア活動と地域団体等が連携・協働できる仕組みづくりの推進、地域福祉団体や社会福祉協議会による福祉推進活動、ボランティア育成事業等への支援を行うこと。

市社会福祉協議会のボランティア育成事業について、補助を行う等について、今後も継続して取組むこと。  
ボランティア活動について、意識啓発に努めること。

### ○ 国・県・他自治体

企業、NPO等の社会貢献やボランティア活動に対する支援対策の枠組みづくりや自治体が行う地域福祉づくりや各種福祉活動推進、ボランティア育成等の事業への支援を行うこと。ボランティア活動について、意識啓発に努めること。

そのため、社会保障制度の充実、市の取組に対する後方支援、地域福祉の担い手の育成や地域福祉に対する理解を深める機会のほか、地域福祉活動に対する理解を深める機会の創出の支援などを行うことが求められる。

### ○ 市民・NPO

地域団体、行政、企業・団体等との連携・協働による自主的な福祉コミュニティ構築への取組、地域での支え合い活動やボランティア活動への参加、災害ボランティアに限らず、町内会活動等の市民活動を活発にしていくこと。

そのため、社会保障制度や地域トータルケアシステムに対する理解を深めること、地域における福祉活動に参加すること、地域福祉を推進するための講座や、地域福祉活動に対する理解を深めることが求められる。

また、地域共生社会の実現に向けて、地域力を強化する取組を進めるにあたり、地域の福祉への関心を掘り起こすことが求められる。

### ○ 企業・その他

地域での社会貢献活動やボランティア活動への参加、支援をすること。企業等はユーズリレイティッドマーケティング(寄付金付き商品の販売等)により、福祉の推進を図ることが期待される。また、企業の社会的責任(CSR)のもと、積極的な社会貢献を行うことが期待される。

そのため、福祉サービスの担い手として、適切なサービス提供を行うこと、企業の社会貢献として地域福祉活動に参加するほか、従業員の地域活動への参加を促進すること、企業の社会貢献として地域福祉活動の支援を行うほか、従業員の地域活動への参加に対する理解を深めることなどが求められる。

(余白)

**施策 2 子ども・子育て、若者への支援**

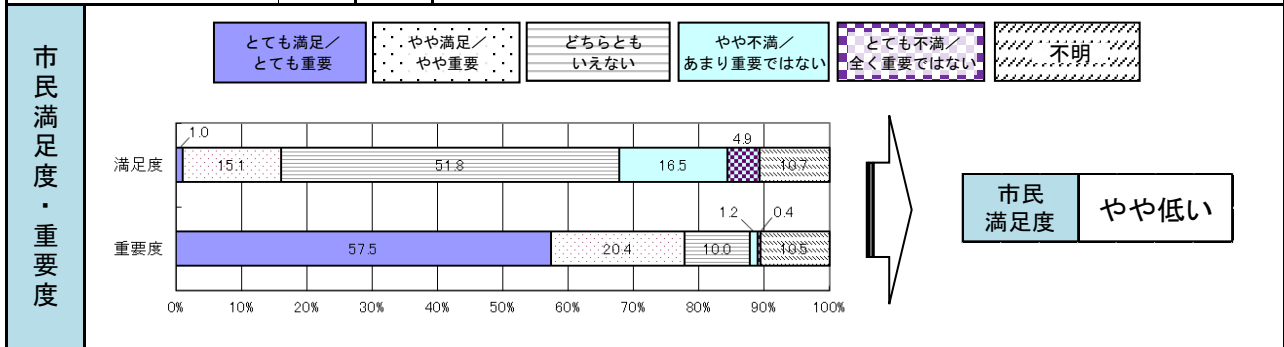
評価責任者名	子ども未来部長 志賀 達哉
評価シート作成者名	子ども未来部次長 石橋 浩幸

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好に保育される</li> <li>・ 健全育成が図られる</li> <li>・ 健康が保たれる</li> </ul>
母親	健康が保たれる
保護者	安心して働ける
育児中の保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育てを楽しみと感ずることができる</li> <li>・ 安心して子育てできる</li> </ul>
市民	安心して子どもを育てられる
若者	困難を抱えた若者が自立できる

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
子育て支援サービス利用者数	↗	人	<p>当初値 70,179   H27 76,691   H28 80,233   H31目標値(74,000)   H36目標値(77,000)</p>
まちづくり評価アンケート調査「子育てをつらいと感じている」と答えた子どものいる親の割合	↘	%	<p>当初値 19.2   H27 19.2   H28 24.0   H31目標値(14.5)   H36目標値(10.0)</p>
まちづくり評価アンケート調査「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合	↗	%	<p>当初値 17.0   H27 13.3   H28 15.2   H31目標値(40.0)   H36目標値(50.0)</p>



【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
保育環境の充実	40	60	0	0	30	12	51	やや大きい
育児不安の軽減	25	25	25	25	20	5		
支援体制の充実	95	5	0	0	20	19		
母子保健・予防の推進	80	0	20	0	10	8		
困難を抱えた子ども・若者の支援	40	20	20	20	10	4		
児童・青少年の健全育成	30	20	30	20	10	3		

【取組内容と成果】

(取組内容)

- ・ 保育所の新設や整備補助などにより、保育所の定員を274人増やすとともに、定員の弾力化により、前年度よりも40人多く児童を受け入れた。
- ・ 子どもの医療費助成を小学生の通院まで拡充した。
- ・ 子育て世代包括支援センターを設置した。
- ・ 「子ども未来基金」を創設し、子ども・子育て支援活動への助成を行った。
- ・ 不妊に悩む方への特定治療支援事業において、助成額の上限額を引き上げるとともに、男性不妊治療も助成対象にした。

(成果)

- ・ 平成28年4月1日に引き続き、平成29年4月1日時点の待機児童数が0人となった。
- ・ 「子育て世代包括支援センター」において、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談・支援を行う環境が整った。
- ・ 「子ども未来基金」を活用して、市民、団体、企業などの5団体が主体的に行う支援活動を支援できた。

【成果を押し上げた要因】

- ・ 待機児童解消を図るため、認可保育所や小規模保育事業所の新規開設相談に積極的に関わるとともに、定員の弾力化について私立保育所に協力が得られたこと。
- ・ 地域子育て支援センターの事業周知が図られ、市民が利用しやすい地域の子育て支援拠点として浸透し、利用者数が増加したこと。
- ・ 乳児家庭全戸訪問により、子育て支援事業等の情報提供ができ、子育て相談やママの安心テレホン利用者が増加したこと。
- ・ 住民異動の窓口等で各医療費給付事業や母子父子寡婦福祉資金の手続き等について案内を行うなど、周知を図ったこと。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

(まちづくり評価アンケート調査「子育てをつらいと感じている」と答えた子どものいる親の割合と「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合)

要因として、少子化、核家族化が進んでいることにより、閉塞的な環境の中で子育てしている世帯の増加や、要保護児童・要支援児童の増加、子どもの貧困など、複数の困難を抱えている世帯の増加が考えられる。

### 【これからの課題】

#### 【保育環境の充実】

- ・ 4月1日時点では待機児童は0人となったが、育児休業明けなど年度が進むにつれて待機児童が発生する状況にあるので、さらに定員を拡大する必要がある
- ・ 定員拡大を進めることで、保育士も必要となるが各園では保育士不足を訴えており、保育士が働きやすい環境を整備するとともに、採用・定着に結びけるような支援を行う必要がある

#### 【育児不安の軽減】

- ・ 虐待等の相談件数が増えており、関係機関と連携強化しながらリスクのある家庭へ早期介入する必要がある
- ・ まちづくり評価アンケートの「子育てをつらいと感じている」と答えた子どものいる親の割合の数値を下げる施策・方法の検討

#### 【母子保健・予防の推進】

- ・ 特定不妊治療については、高額な治療費が必要となる。盛岡広域圏の他市町では上乗せ助成を行っていることから、当市でも検討する必要がある。
- ・ 産後まもなく安心して子育てできる環境づくりとして産後ケア事業の検討

#### 【支援体制の充実】

- ・ 医療費給付について、中学校卒業までの対象拡大を目指す

#### 【困難を抱えた子ども・若者の支援】

- ・ 少年センターの街頭巡回の、より効率的な巡回時間やコースの設定

#### 【児童・青少年の健全育成】

- ・ ユースネット登録団体のネットワーク形成

### 【改革改善案】

#### 【保育環境の充実】

- ・ 社会福祉法人等からの相談に積極的に応じるとともに、国の補助制度等を導入して保育所等の新規・改修整備を推進する。
- ・ 保育士確保については、今年度、奨学金返済の一部補助を行い、保育所への定着を図っているが、保育関係者等からの意見を聞きながら次の効果的な対策を講ずる。

#### 【育児不安の軽減】

- ・ 「子育て応援プラザ」において、市民、団体、企業などが交流できる取組を実施し、子育て中の親の多様なニーズに対応するとともに、人材や団体の育成を図る。
- ・ 要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携を図り、要保護児童、要支援児童の早期発見に努める。

#### 【母子保健・予防の推進】

- ・ 産後ケア事業について、県立大学看護学部との協働研究により、産後の支援のニーズを把握するとともに、産科関係機関と実現可能な内容を検討する。

#### 【支援体制の充実】

- ・ 医療費給付については、小学生の通院までの拡充の実績を見極めながら、対象の拡大、無料化を検討する。
- ・ 国民健康保険療養費等国庫負担金の減額措置撤廃について引き続き国に対して要望を行う。

#### 【困難を抱えた子ども・若者の支援】

- ・ 少年補導委員の研修機会を設け、スキルアップを図り効率的な巡回補導を行う。

#### 【児童・青少年の健全育成】

- ・ 各団体へユースネットからの情報発信について周知を図るとともに、各団体が行っている相談窓口情報を収集し、ガイドブックに掲載する。

### 【各主体に期待する役割】

#### ○ 市

- ・ 認可保育所や放課後児童クラブへの運営費の支給により、良質かつ適切な保育の運営を支援する。また、必要な施設整備のために補助金を交付し支援する。
- ・ 子どもの医療費は医療費給付要綱に基づき医療費を助成している。
- ・ 検診は、法に基づく事業であり、公共性を求められる事業のため市が主体的な役割を担っている。
- ・ 相談窓口の開設、支援者向け講座の開催、ネットワークの形成を行う。

#### ○ 国・県・他自治体

- ・ 税制を含めた経済支援策の充実と子育て支援サービスの法定化
- ・ 認可保育所等の運営費や各種交付金を補助率に基づいて市に交付する。

#### ○ 市民・NPO

- ・ 地域での子育て力の構築を進める。
- ・ ニートや引きこもりへの対応に積極的に取り組んでいるNPO等による支援を進める。

#### ○ 企業・その他

- ・ 企業が社会を構成する一員として、子育てに関する自主的な取組を推進する。
- ・ 青少年に悪い影響を与える商品の販売を自粛するなど企業として果たすべき社会的責任を明確にする。

(余白)



### 施策 3 高齢者福祉の充実

評価責任者名	保健福祉部長 村上 秀樹
評価シート作成者名	保健福祉部次長 藤原 真人

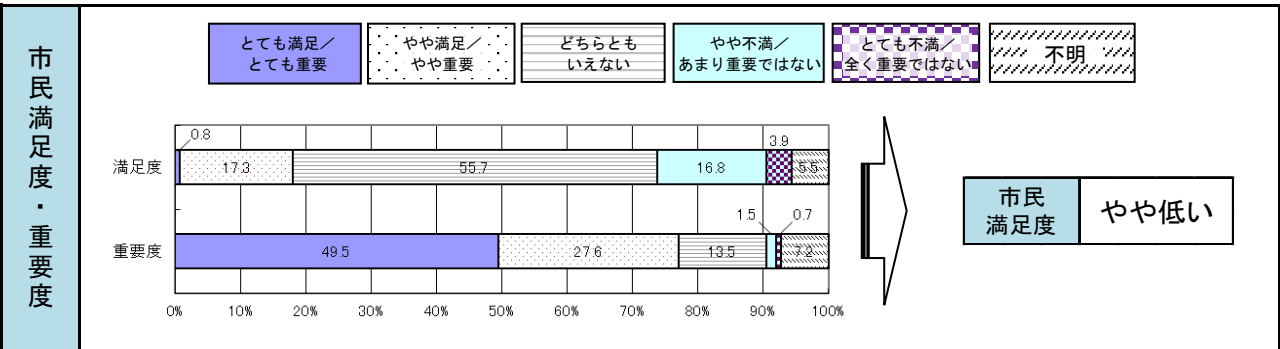
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要介護状態になっても, 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられる</li> <li>・ 健康で生きがいを持って生活できる</li> <li>・ 日常生活を安心して不便なく送ることができる</li> </ul>

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
75歳介護保険認定者数／75歳人口*	→	%	
まちづくり評価アンケート調査「生きがいを持って暮らしている」と答えた高齢者の割合	↗	%	

\* 「75歳介護保険認定者数／75歳人口」は27年度から新たに設定した指標。当初値は平成26年度の実績とする。



【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
地域包括ケアシステムの構築	50	20	10	20	40	20	39.5	やや大きい
高齢者の健康・生きがい対策の充実	40	5	50	5	30	12		
高齢者福祉サービスの充実	25	25	25	25	30	7.5		

## 【取組内容と成果】

(取組内容)

### 【地域包括ケアシステムの構築】

地域包括支援センター等で実施している相談件数が前年より増加しており、より多くの相談者を必要な支援につなげることができた。

また、地域でのモデル事業の実施が認知症への理解や介護予防への意識啓発につながり、地域包括ケアシステムの構築に向けた一つの取組として成果を得られた。

### 【高齢者の健康、生きがい対策の充実】

#### ○ 老人のための明るいまちづくり推進事業

- ・ 老人クラブ活動の促進 クラブ数 245クラブ 会員数 13,492人  
(H27 246クラブ 13,734人)
- ・ 老人スポーツ祭典 参加者数 約850人 \*雨天中止により参加予定人数を記載  
(H27 約800人)
- ・ 老人作品展 出展数 301点 (H27 281点)
- ・ 老人芸能大会 出演団体 34団体 参加者数 約364人  
(H27 39団体 約433人)

#### ○ 敬老バス運行事業

延べ利用台数 382台 (H27 399台)

#### ○ もりおか老人大学開催事業

平成28年度入学生 1,007人 (H27 1,006人)

老人クラブの会員数が減少するなど、参加者が減少している事業がある。

また、一次予防事業普及啓発・支援事業で実施している「はなまるシニア筋力アップ教室」は、高齢者が身近な場所で交流しながら、気軽に介護予防ができる場として、会場の増設に伴い参加者は増加傾向にある。平成28年度は前年度に引き続き4か所で開催した。

#### ○ 参加人数の推移

H25 1,408人 H26 1,513人 H27 2,218人 H28 2,126人

### 【高齢者福祉サービスの充実】

#### ○ 介護保険サービスの利用状況

- ・ 介護保険サービス利用者の実績人数の推移

H27.9 11,983人 H28.9 12,469人

#### ○ 介護保険事業計画の進行管理

- ・ 介護保険事業計画に対する介護保険サービス給付費の達成度

H28給付費計画額 24,540,922千円

H28給付費実績額 22,878,615千円

H28達成度 93.2%

(成果)

75歳人口に対する介護保険認定者数の比率(認定率)は、横ばいを目標としているが、目標値を若干上回り10.1%となった。

市民アンケート調査で「生きがいを持って暮らしている」と答えた高齢者の割合は、56.4%と昨年度から10.2ポイント減少した。

## 【成果を押し上げた要因】

### 【包括ケアシステムの構築】

市広報やチラシ・パンフレット等により相談機関としての地域包括支援センターの周知に力を入れた。

また、地域のモデル事業ではワークショップなど参加型の取組に重点を置いたことで、市民の理解をより深めることができた。

### 【高齢者の健康、生きがい対策の充実】

はなまるシニア筋力アップ教室で実施している内容は、運動機能の向上を目的とした全身ストレッチや筋力アップ体操であり、体育指導員等を講師として実施しているが、事前受付を行わないことなどもあり、高齢者が気軽に参加できる教室として定着してきている。

### 【高齢者福祉サービスの充実】

介護保険サービス利用者数が増加している。これは、介護保険制度の浸透やサービス提供事業所の必要量が整備されてきていることによる。また、二次予防事業対象者把握事業による介護予防の推進や、地域包括支援センター及び介護支援センターなどによる相談体制の充実、地域ケア会議などを通じた地域団体や民生委員等との協働による地域ケア体制の構築に取り組んだ。

- ・ 介護保険サービス利用者数の増加状況

H27.9利用者人数 11,983人

H28.9利用者人数 12,469人

増加率 4.1%

- ・ 介護サービス事業所数の増加状況

H27.7 2,116事業所 H28.7 2,227事業所 増加率 5.2%

## 【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

### 【地域包括ケアシステムの構築】

地域包括ケアシステムの構築に向けた事業は他機関との連携が必要であり、事業への理解や意識の醸成も必要であることから段階的な実施が必要である。

また、地域包括支援センターは、高齢者が今後増加するのに伴い、その役割はますます重要となり、相談者の数は目標の達成に向けて増加することが予想される。

### 【高齢者の健康・生きがい対策の充実】

高齢者が積極的に外に出て、仲間づくりや生きがいづくり、学習に取り組むことは、高齢者の孤立防止や健康増進、介護予防への効果が期待できるが、参加者が減少している事業があり、周知等を工夫する必要がある。

### 【高齢者福祉サービスの充実】

高齢者が要介護者・要支援者とならないようにするため、介護予防の取組を進めている。しかし、高齢者のみの世帯が増加していることに加え、介護保険サービス提供事業者の充実により利用しやすい環境が整ってきていることやサービスを通じて他者と関係を築くことによる安心感が大きいものと考えられることから、認定を受けて介護保険サービスを利用したいとする方が増えている。

介護保険法の改正により、高齢者が誰でも利用できる一般介護予防に力点を置いた「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施する必要があるが、二次予防事業の廃止に係る関係事業者、事業利用者との調整作業と介護予防・日常生活支援総合事業実施に向けた準備作業を進める必要があり、体制整備を含め対応が必要となっている。

また、高齢者人口及び高齢者のみの世帯が増加していることや、家族介護が難しくなっている状況により、介護保険給付費が増大している。

## 【これからの課題】

### 【地域包括ケアシステムの構築】

地域包括支援センターの体制については、今後も高齢者数に応じて所要の見直しを行っていく必要がある。また、モデル事業として実施した地域での取組は、地域包括ケアシステムの構築に向けて非常に有効であり、他地域に広げていく必要がある。

### 【高齢者の健康・生きがい対策の充実】

高齢者人口が急速に増加する中、特に団塊世代の高齢化に対応するためにも、老人のための明るいまちづくり推進事業などの現行事業について参加者数の増を目指す。

また、盛岡市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画において、高齢者にとって身近な施設である老人福祉センター等を中心とした公共施設において、住み慣れた地域で気軽に介護予防に参加できるような機会の提供を行う。

はなまるシニア筋力アップ教室は、現在4会場で実施しているが、今後、教室の実施会場を増やしていくことで、更に成果向上を目指す。

### 【高齢者福祉サービスの充実】

65歳以上の高齢者人口の増加、特にこれに占める75歳以上の後期高齢者が増加していることに伴い、介護保険認定者も増加している。制度の浸透とともに、介護サービス給付費の増大も課題となっていることから、介護予防事業や相談事業の充実とともに、在宅福祉施策や地域ケア体制整備を一層推進する必要がある。

また、介護予防事業への参加者数をさらに伸ばすため、参加しやすい環境づくりに力を入れるとともに、事業内容をより市民ニーズに合った内容に見直していく必要がある。

## 【改革改善案】

### 【地域包括ケアシステムの構築】

地域包括ケアシステムの構築に向けて、各地域で身近な課題解決から取り組めるよう働きかけを行っていくとともに、取組にあたっては、地域包括支援センターを中核として実施するよう仕組みづくりを行う。

### 【高齢者の健康・生きがいづくりの充実】

多様化する高齢者の社会参加や社会貢献等に対するニーズを把握するとともに、事業の周知を工夫し参加者数の増を目指す。はなまるシニア筋力アップ教室は、より身近な地域での参加を促すため、実施箇所の拡充について、民間委託も含めて検討し事業の充実を図る。

### 【高齢者福祉サービスの充実】

高齢者がいつまでも元気に暮らすことができるように、参加者のニーズを捉えた介護予防事業の実施や地域包括支援センターなど身近な相談窓口の更なる周知、必要な在宅福祉施策や地域ケアに適切に結び付けるための関係機関の連携強化に努める。

## 【各主体に期待する役割】

### ○ 市

- ・ 地域包括支援センターの充実, 医療・介護の連携の充実, 認知症対策の充実, 生活支援サービス提供体制の整備に取り組む。
- ・ 活動拠点の整備, 情報提供, 市民, NPO, 地域団体, 企業等の協働による受け皿づくり, 高齢者の自主的な社会参加, 生きがいの活動の支援
- ・ 在宅福祉施策を一層推進する。また, 介護保険制度の運営を確実に進めるとともに, 市民生活の状況や介護保険サービス事業所の運営など, 介護の現場の実態を常に把握し, 国や県と連携して制度の維持と適正な利用, 認定, 保険料の納付確保を行っていく責務がある。

### ○ 国・県・他自治体

- ・ 市に対する情報提供, 人材育成, 地域包括ケアシステム構築に向けた環境づくりを行う。
- ・ 高齢者の就業, 健康・福祉, 学習・社会参加, 生活環境等, 高齢者対策の枠組みづくりや対策の推進, 調査研究, 情報提供
- ・ 介護従事者の処遇改善や人材確保が課題となっており, 法制度の面から制度を支える国は, 介護報酬の改定を含め制度の仕組みそのものを適切に成熟化させていく責務がある。

### ○ 市民・NPO

- ・ 地域での支え合いに参加する。
  - ・ 自立を基本に, 行政, 地域の支援を活用しながら, 支え合いや協働により, 自己の適性にあつた社会参加, 社会貢献活動を通じて, 生きがいを高め, 高齢社会の一員として, いきいきした生活を送る。
  - ・ 狭義では介護保険料を負担する40歳以上の市民, 広義では市民すべてが, 介護保険制度を支えていると言ってよい。したがって, 保険料負担への理解や要介護高齢者に対する社会の理解が今後もさらに高まることが, 持続可能な社会保障制度としての介護保険制度を運営していく上で必要である。
- また, 地域福祉の観点から, 地域社会が広く高齢者の生活を見守り支えていく, 助け合いの精神による互助の機能が今後一層高まることが期待されている。なお, NPOにあつては, 介護サービス事業者としての活動だけでなく, 援護の必要な高齢者を支える多様なサービスの提供の面においても活動が期待されている。

### ○ 企業・その他

- ・ 質の高い医療, 介護, 生活支援サービスなどの提供を行う。
- ・ 企業の社会的使命を自覚しながら, 地域の一員として, それぞれの特性を生かした地域貢献, 高齢者の社会参加, 生きがい活動を支援する。
- ・ 介護サービスを提供するほとんどの事業所が, 法の趣旨及び制度の仕組みに沿って事業を展開し制度を支えている。しかし, 一部に不正請求や, 真に必要なサービスを提供していないという事案も, 報道等に散見されることも事実であり, 適切に運営していく社会的責務がある。また, 企業の社会参加活動の一環として, 認知症高齢者に対する理解促進を図る社員教育を行ったり, 施設整備の面や接遇の面でユニバーサルデザインの考え方を導入するなど, 新たな動きも出てきており, 今後増加していくことが望まれる。

## 施策 4 健康づくり・医療の充実

評価責任者名	保健福祉部長 村上 秀樹
評価シート作成者名	保健福祉部次長 藤原 真人

### 【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康を保つ活動が行われている</li> <li>病気になるようにする</li> <li>受診できる</li> </ul>
営業施設等(営業者・管理者, 業界団体含む)	営業施設等(営業者・管理者, 業界団体含む)の良好な衛生環境が保たれている
利用者(客・市民)	利用者(客・市民)が安心して利用できる
国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者	国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者として, 事業の健全な運営を確保し, 社会保障及び国民保健の向上に努める

### 【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
3大死因*1の死亡率 (人口10万対年齢調整死亡率*2)*3	↓	割合	
まちづくり評価アンケート調査「身近に健康について相談できる人がいる」と答えた市民の割合	→	%	
まちづくり評価アンケート調査「いつでも受診できる医療機関がある」と答えた市民の割合	→	%	

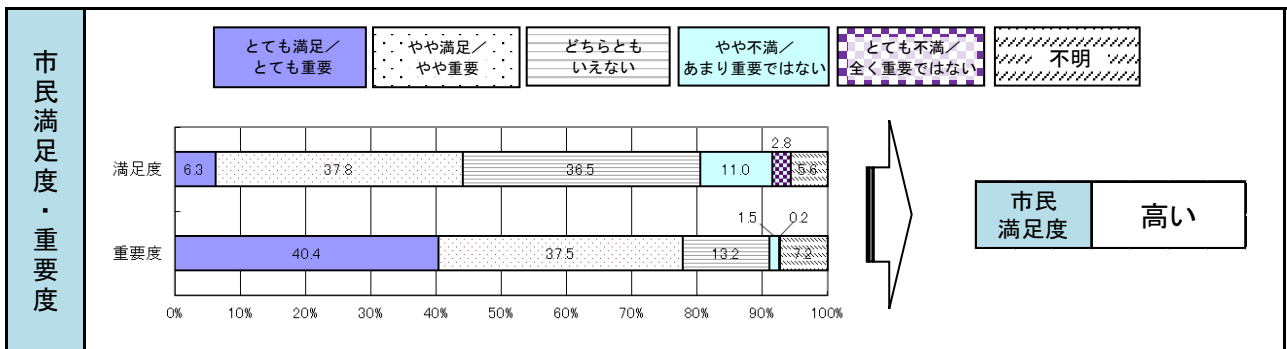
\*1 3大死因

悪性新生物, 心疾患, 脳血管疾患のこと。

\*2 年齢調整死亡率

人口構成の異なる集団間で比較するために, 死亡率を一定の基準人口にあてはめて算出した指標である。

\*3 平成28年度の実績値は, 30年3月に公表予定。



**【役割分担分析】**

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
健康の保持増進	60	0	40	0	30	18	49	やや大きい
保健・予防の推進	35	35	30	0	20	7		
生活衛生対策の推進	85	5	0	10	10	8.5		
医療機関との連携強化	35	35	30	0	30	10.5		
健康保険制度の健全運営	50	25	25	0	10	5		

**【取組内容と成果】**

指標としている3大死因の年齢調整死亡率は低下(改善)傾向にあり、また、市民アンケートによる「身近に健康について相談できる人がいる」と答えた方は84.7%、「いつでも受診できる医療機関がある」と答えた方は86.5%と高いレベルではあるものの、平成27年度に比べると若干低下している。

**【健康の維持、予防、衛生対策の推進】**

生活習慣に起因する内臓脂肪症候群や、がん等が疑われる早期の段階から生活改善や治療に取り組めるよう、各種健診の受診勧奨、健康教育・健康相談など、身近な地域での保健活動を推進している。

成果として、3大生活習慣病の年齢調整死亡率は低下(改善)傾向にあり、H26と比較し、3.3ポイント低下(改善)している。

全結核罹患率が低下傾向にあり、常に全国平均を下回る状況となっている。

また、乳幼児予防接種の接種者の割合が高い水準を維持しており、希望者が接種する高齢者の予防接種の接種率も50%前後の割合で推移している。

大規模イベントである国体等の開催にあたり、宿舍や食品等に係る衛生上の支障が生じることなく、円滑な大会運営に貢献することができた。

**【医療機関との連携】**

市医師会等と連携・協力し、夜間急患診療所や休日当番医、二次・三次救急医療機関からなる盛岡保健医療圏における救急医療体制の周知を図ることにより、各医療機関の持つ機能をより明確にし、また、かかりつけ医の必要性も啓発するなど、役割分担と連携による医療提供体制の構築に努めた。

**【医療の充実】**

国民健康保険税の収納率については、納税推進センターによる早期納付勧奨やペイジー口座振替受付サービスによる口座振替勧奨、差押えや執行停止などの滞納処分、資格適正化のための職権処理などを進めた結果、28年度目標値を達成することができた。

- ・ 特定健康診査等事業において、受診率は、ほぼ前年度(平成27年度)と同様であった。(42.6%:速報値)
- ・ 徴収事務において、平成25、26、27年度に引き続き、現年度分及び滞納繰越分の収納率が向上した。

**【成果を押し上げた要因】**

**【健康の維持、予防、衛生対策の推進】**

特定健康診査やがん検診等の受診者を増加させる取組として、特定健康診査の受診料を無料にしたり、がん検診等のクーポン券を交付する等の対策を継続し、疾病の早期発見・早期治療につなげている。

また、特定保健指導を実施し、生活習慣の改善に取り組む市民を増やしている。

成人健診受診勧奨について、公共施設、大学などへのポスター掲示の依頼等、公用車にPRステッカー貼付し保健活動を行うなど周知方法の工夫を行ったことに併せ、がん患者について、テレビ等で取り上げられ、早期発見の意識が高まり受診につながった。

感染症対策事業において、結核レントゲン検診の実施、広報等による啓発、医療機関との連携等により、市民に結核予防の重要性を周知したことによるものと考えられる。

予防接種事業において、予防接種の重要性の啓発や、高齢者に対する個別案内などにより、感染症予防に対する市民意識の向上に繋がったものと考えられる。

国体に係る宿泊施設・弁当提供施設関係者対象の衛生講習会の実施、関係施設への立入検査・衛生管理の徹底に関する指導を行ったことによる。

**【医療機関との連携】**

市医師会等と連携・協力し、夜間急患診療所や休日当番医、二次・三次救急医療機関からなる盛岡保健医療圏における救急医療体制を確保するとともに、市民にホームページ等で広報を行ったことにより、医療機関の体制が周知されてきた。

「夜間急患診療所管理運営事業」において、夜間の初期救急医療体制(内科・小児科)を年中無休で運営することにより、夜間の初期救急医療体制の充実を図った。

**【医療の充実】**

特定健康診査については、手紙や電話での勧奨に加えて、特に受診率の低い地域に職員、担当保健師の訪問による勧奨や地域の健康教室(講話)等を通じて、受診の重要性の周知を図った。

徴収事務では、滞納処分、特に高額滞納者に対する処分、整理に注力したことによる。



## 【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

### 【健康の維持、予防、衛生対策の推進】

がん検診受診率が増加しない傾向があるが、市民自らの健康に関する問題意識を喚起することが重要となるため、若年者や働き盛りの年代への啓発に力を入れる必要がある。

旅館業営業施設において、レジオネラ属菌に係る水質検査の結果、当該基準不適合があったが、食品衛生監視員・環境衛生監視員等の業務経験などスキルアップと更なる危機管理体制の整備、施設の衛生管理マニュアルや記録帳票の整備が必要とされる。

### 【医療機関との連携】

保健医療圏における初期救急医療体制(特に小児科)の整備や医師、看護師不足への対応が急がれており、特に、県内の深刻な医師不足(小児科医師の高齢化など)や夜間などに比較的軽症な救急患者が第二次・第三次救急医療機関に集中することへの解消が必要とされている。

### 【医療の充実】

国民健康保険の被保険者は、平成24年度以降継続して減少傾向にあるが、医療の高度化や高額医薬品(C型肝炎、肺がん治療薬等)の保険適用の開始等の影響により、総額では前年度を下回る見込みであるものの、1人あたりの医療費は伸び続けている。

## 【これからの課題】

### 【健康の維持、予防、衛生対策の推進】

3大疾病による死亡の割合は、依然として死因の約6割を占めており、病気の早期発見・早期治療のための健診受診率の向上がさらに求められる。また、生活習慣病予防や介護予防等、将来安定したQOL(生活の質)の向上を獲得するため、市民が気軽に参加できる健康教育・健康相談等の実施や健康づくりをサポートする関係機関、食生活改善推進員団体連絡協議会などと連携を図りながら、市民自らが主体的に健康づくりに取り組む環境づくりを進める必要がある。

また、全国的に食中毒の防止等、食の安全が重要な課題となっており、特に食品衛生については、法令等と最新の科学的な根拠に基づき監視指導と正しい食品衛生知識を普及啓発する取組を強化する必要がある。

### 【医療機関との連携】

重症患者の治療の妨げや医師の過重労働による疲弊などを防止するため、第二次・第三次救急医療機関の適切な利用と「かかりつけ医」を持つという意識の醸成を図ることを促す必要がある。また、医師確保問題の解決は、個々の自治体の努力のみでは困難であることから、今後とも県全体で継続的に取り組む必要がある。

### 【医療の充実】

国保制度を健全に運営するためには、ジェネリック医薬品活用の促進や多重・頻回受診者への訪問指導、特定健康診査・特定保健指導の受診及び実施率向上を図るとともに、健康診査等を通じた病気の早期発見・予防を推進し、医療費抑制に取り組む必要がある。

また、国民健康保険税の収納においては、滞納者の実態の把握に努め、効率的・効果的な催告、差押、執行停止、分納の進行管理を行うなど、なお一層の収納率向上対策の推進が必要である。

## 【改革改善案】

・ 感染症の拡大防止及び予防接種の接種率向上のため、周知・啓発、個別通知等を継続して実施するとともに、結核検診の要精密検査対象者へ受診を勧奨する。

・ 健康づくり行動を推進する手段として、がん検診受診者や健康教室受講者等への健康ポイント付与等の健康づくりに向けたインセンティブの提供について研究。

・ 予防保全を含めた計画的な施設の修繕の必要性、重要性の周知。

・ 衛生指導・監視業務に従事する食品衛生監視員等の適正配置・確保を図る。

・ 職員の資質向上・研鑽に努め、経験の蓄積を図る。

・ 浴場施設等に係る適切な衛生管理手法(ATP検査法等)について、普及啓発を図る。

・ 県内における医師の確保、特に、小児科医師の負担の軽減、医師不足への対応。

・ 盛岡市内における看護職員の確保と看護師養成への対応。

・ 適切な受診への誘導・啓発。

・ 納税推進センター運営の効率化、ペイジー口座振替受付サービス利用による口座振替の勧奨の継続、コンビニ、ゆうちょ銀行等収納チャンネルの拡大。

・ 平成30年度から国民健康保険の都道府県化により、市町村は、都道府県から示される納付金を確実に納付する必要がある。当市の保険税収納率は年々向上はしているものの、依然県内最下位であることから、更なる収納率の向上に努める必要がある。

・ 被保険者1人1人が自らの健康の保持に努める意欲(意識)を高めていけるよう各種保健事業の充実を図るほか、医療費通知やジェネリック医薬品への転換勧奨通知等により、コスト意識の醸成に努めていく必要がある。

## 【各主体に期待する役割】

### ○ 市

#### 【健康の維持、予防、衛生対策の推進】

生活習慣病の予防及び早期発見を促すため、がん検診や特定健診の受診率の向上に努めるとともに、食生活の改善や運動習慣の定着等による一次予防に重点をおいた対策及び合併症の発症や重症化予防に重点をおいた対策を推進する。

また、健康づくりサポーターとの連携した活動により、個人の健康づくりを支援する環境を作る。

法令に基づく食品衛生、生活衛生に係る許認可・立入監視指導業務及び関連する試験検査業務などを適正に実施する。

#### 【医療機関との連携】

すべての人が必要な医療サービスをいつでも受けられるよう、医療機関の連携と機能分担を推進するため、盛岡保健医療圏の医療体制や「かかりつけ医」の役割などを周知することにより、医療の適正な受診を促す。また、各種健康診査や訪問指導等により、市民の健康増進を図る。

#### 【医療の充実】

国保制度発足以来の大改革である「国民健康保険の都道府県化」が平成30年度から開始となり、市町村は従前どおり資格管理、給付事務、保険税の賦課徴収等、住民と身近な関係の中、被保険者の実情を把握したうえで、きめの細かい業務を担うこととなる。引き続き保険者として、国民健康保険事業の運営の健全化に努め、被保険者に対して国保制度の周知を図る。

### ○ 国・県・他自治体

#### 【健康の維持、予防、衛生対策の推進】

国・県、市の連携を図り、生活習慣病対策の総合的な推進、医療や介護などさまざまな分野における支援等の取組を進める。

健康格差の縮小や健康寿命の延伸に向けて、「健康日本21プラン」に基づいた啓発活動や関係団体と連携した取組を行う。

#### 【医療機関との連携】

安定した医療体制の整備及び維持・確保に努める。医療制度の適切な運営、医師不足対策への対応、公立病院の不採算部門への適正な財源補てんなど国が果たすべき役割もある。

また、医師の確保は個々の自治体のみでは困難であることから、円滑な事業の推進のため、県などとの連携が必要である。

#### 【医療の充実】

国は、国民皆保険制度維持のため、国保制度発足以来の大改革である「国民健康保険の都道府県化」を平成30年度から実施することとなり、総額3,400億円の公費の拡充措置を含めた財政基盤の強化を図り、都道府県は国保の財政主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営について中心的な役割を担うこととなる。

### ○ 市民・NPO

#### 【健康の維持、予防、衛生対策の推進】

・ 市民一人一人が健康づくりに関心をもち、積極的に生活習慣の改善を行うなど、市民自ら健康を保つ活動に取り組む。

・ 保健推進員及び食生活改善推進員は、地域の中で健康づくりの機会を提供していく。

・ 検診については、委託先である医師会等との密接な連携のもと、今後も事業の推進を図る。

#### 【医療機関との連携】

・ 盛岡保健医療圏の医療体制などを理解し、症状に応じた適切な受診を心がける。

・ かかりつけ医を持ち、自己の健康管理に注意し、早期治療や病気の予防を心がける。

#### 【医療の充実】

・ 国民健康保険制度が将来にわたり堅持され、必要ときに医療が受けられるよう、被保険者として国民健康保険税の納税を行うこと。

・ 医療費抑制のため、市民自らが問題意識を持ち、積極的に各種検診の受診や健康維持に取り組む必要がある。

### ○ 企業・その他

#### 【健康の維持、予防、衛生対策の推進】

働き盛りの年代の生活習慣病予防対策や喫煙によるCOPD(慢性閉塞性肺疾患)の予防、受動喫煙防止対策、メンタルヘルス等職場における健康づくり活動に取り組む。

#### 【医療機関との連携】

医療機関は、患者に対して健康管理指導等を通じて信頼関係を築くように心がける。

#### 【医療の充実】

退職被保険者の医療費や高齢者医療制度に係る財政調整に対して、一定額の負担を担う。



## 施策 5 障がい者福祉の充実

評価責任者名	保健福祉部長 村上 秀樹
評価シート作成者名	保健福祉部次長 藤原 真人

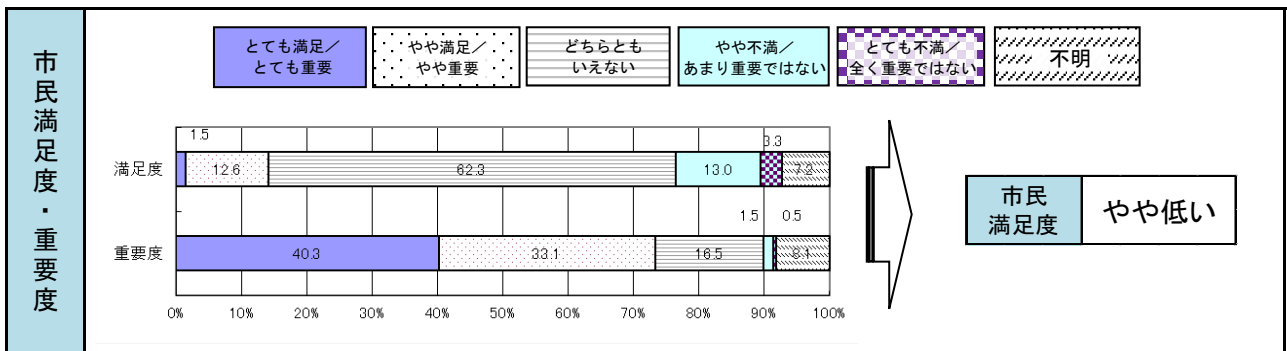
### 【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理解と交流が図られている</li> <li>・ 社会参加の促進が図られている</li> <li>・ 適正な医療の確保, 心身の健康が保持される</li> </ul>

### 【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
障がい福祉サービス受給者数	↗	人	
施設から地域への移行*	↗	人	
施設から一般就労への移行	↗	人	
管内事業所の障がい者雇用率	↗	%	

\* 国の目標値に合わせ, 障害者施設からの地域移行者数としている。



### 【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間指数(B)	市の役割分担比重(A×B÷100)	合計(%)	市の役割発揮度
	市(A)	国・県・他自治体	市民・NPO	企業・その他				
障がい者への理解と交流の促進	40	20	20	20	20	8	40	やや大きい
障がい者福祉サービスの充実	40	30	10	20	80	32		

### 【取組内容と成果】

#### （取組）

盛岡市障がい者福祉計画と第4期盛岡市障がい福祉実施計画に基づいて、障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現を目指し、障がい者への理解と交流の促進、障がい者福祉サービスの充実に向け各種事業を実施した。

#### （成果・市民満足度）

障がい福祉サービスの利用実績が上昇し、施設から地域への移行が図られ、障がい者雇用率も増えている。また、障害者差別解消法に関する市民向けの説明会の開催や市職員向けの対応要領を作成したことで、障がい特性における理解を深めた。

### 【成果を押し上げた要因】

障がい福祉サービス受給者数の増加は、放課後等デイサービス及び就労継続支援等を実施する事業所が増えたことでサービス提供可能量が増えたことや就労訓練の内容が多様になったこと等、障がい者の特性に応じた各種福祉サービスの提供が行われたことによると考えられる。

施設・病院から地域への移行については、前年を上回ったが、日常生活の支援や居住場所を含む生活環境がトータルで整うことが前提であるため、準備や訓練に時間を要するケースが多く、今後ともソフトとハードの両面からの支援体制の充実が必要である。

### 【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

各種サービスは、個々の事業所に対応しているため、選択肢が限定される場合があるなど、障がい者に合致した福祉サービスが提供されていない場合がある。

また、管内事業所の障がい者雇用率については、ハローワークや岩手障害者職業センター等の関係機関と連携し、各種の支援メニューを利用しながら進めているが、規模の小さい企業での就労においては業務の切り分けが難しいことから、多くの業務への対応が期待されるため、得意不得意な分野がある障がい者にとっては就労が難しいケースが多く、法定雇用率に達していない状況である。

まちづくりアンケートにおいて、「障がいや障がい者について知っている」と答えた割合が減少しており、障がい者に対する関心が薄くなっていると思われる。

### 【これからの課題】

障害者差別解消法の周知を継続して行う必要があることから、平成29年度は障害者差別解消法地域フォーラムを内閣府、岩手県との共催により開催するなど、障害者差別解消法の周知に取り組む。

また、個々の福祉サービス事業所間の連携や困難事例を相談できる体制の整備が必要であり、平成29年4月に、既存の相談支援体制に加えて、個々の福祉サービス事業所間の連携や困難事例を相談できる施設として盛岡市基幹相談支援センターを新たに設置し、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化に取り組む。

### 【改革改善案】

バリアフリーマップについて、施設の増減が随時あるが、掲載情報の更新が行われていないことから、専門業者に調査業務を委託して実施することにより、障がい者が地域の一員として安心して生活できると共に市民の障がい者への理解が進む。

## 【各主体に期待する役割】

### ○ 市

障がいがある人の社会参加の妨げとなる偏見や誤解をなくし、共に尊重し合い、共に生きる社会を目指すため、啓発広報や福祉教育の推進、ボランティア活動の支援、スポーツ・文化活動の支援、地域団体等との協働による地域活動などを推進する必要がある。

福祉サービスの充実のため、相談、コーディネート体制の整備や手当等の経済的支援、在宅福祉の充実、施設福祉の充実、苦情解決への対応等を積極的に進める必要がある。

障がい者支援に関わる関係者で構成する、盛岡市自立支援協議会において、課題を整理し、検討を行い、サービス基盤の整備について、障がい者福祉計画に位置付けながら推進を図っていく。

国で検討が進められている制度改革により、頻繁に法改正が行われていることから、国の動向を注視し適切に対応していく。

### ○ 国・県・他自治体

障がい者の理解の推進や制度改正に伴う新たな対象者への周知については、国、県が市町村をリードして実施していく必要がある。

法改正に伴い、計画相談を担当する相談支援専門員や相談支援事業所を増やすことが全国的な課題となっており、国は、財政的支援や育成の道筋を示す等市町村を支援していく必要がある。

### ○ 市民・NPO

障がい者が施設や病院から地域に移行していく中で、障がいのある人もない人も、等しく地域社会の一員として、それぞれが持つ心のバリアを除き、お互いに理解し合うことが必要であり、そのためには、障がい者は町内会活動やボランティア活動、スポーツ活動等に積極的に参加し交流することが重要である。

また、町内会やNPO法人は、活動の場の提供と参加しやすい雰囲気醸成が必要である。

障がい者が孤立せずに生活していくためには、地域のつながりが必要であり、NPOや地域住民によるボランティアなどの積極的なサポートが必要である。

また、障がい者数、特に重度の方が増加していることから、市町村の費用負担が増えており、行政が一定の費用負担することについて市民の理解が必要である。

### ○ 企業・その他

企業は、障がい者が働きやすいような仕事の切り分けや職場環境の整備を推進するなど、雇用機会の拡大や就労への支援に向けた取組を進めていく必要がある。

盛岡市自立支援協議会及び盛岡広域圏障がい者自立支援協議会において、障がい者支援に関わる関係者で課題を整理し、検討を行いながらサポート態勢の改善を図っていく。

(余白)

**施策 6 生活困窮者への支援**

評価責任者名	保健福祉部長 村上 秀樹
評価シート作成者名	保健福祉部次長 藤原 真人

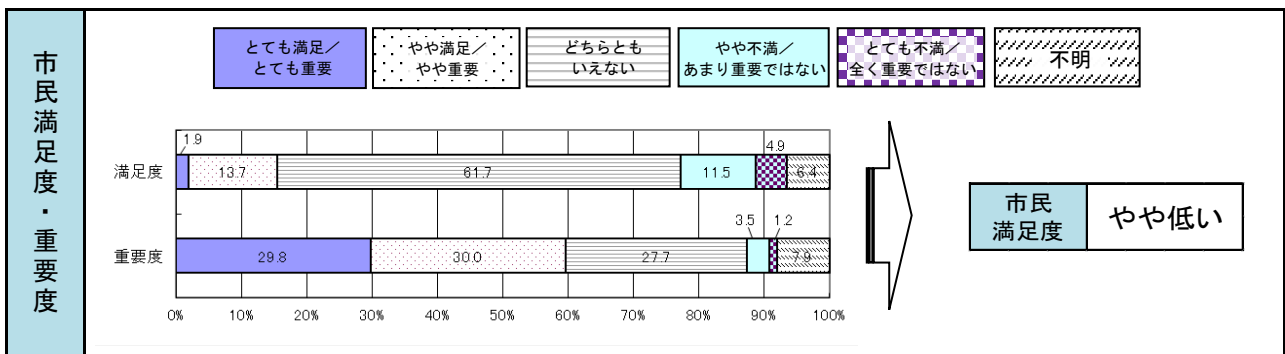
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
生活に困窮する市民	日常生活自立・社会生活自立・経済的自立が促進される

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
生活保護受給世帯から自立した世帯の割合 (死亡・移管・失踪などを除く)	↗	%	
生活困窮者の自立支援相談の解決率*	→	%	

\* 27年度から新たに設定した指標。生活困窮者自立支援法の施行(27年4月)に伴い実施する事業において実績を把握するため、当初値は表示していない。目標値については、類似事業の実績値を基に設定している。



【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
生活困窮者の自立支援	30	30	30	10	80	24	44	やや大きい
安定した生活の確保	100	0	0	0	20	20		

### 【取組内容と成果】

生活保護受給者への就労支援を一層推進するため、ハローワークとの連携を強化し就労支援事業活用プログラムを充実させるとともに、稼働能力活用プログラムや職場体験等事業を積極的に推進した結果、目標値を0.2ポイント上回る6.2%の成果を上げることができた。

自立相談支援機関を通じた生活困窮者への相談支援を実施し、「生活困窮者の自立支援相談の解決率」を計画の最終目標値30%を大幅に上回る60.3%の成果を上げることができた。

また、住宅に困窮する低所得者に低廉な家賃で住宅を提供することで社会福祉の増進をすることを担う市営住宅について、建て替えやリフォームの実施により良質な住宅に改善された。

### 【成果を押し上げた要因】

ハローワークとの連携強化による短期集中的な就労支援と家庭訪問等によるきめ細やかな自立支援を実施したことが、生活保護受給者の自立に効果を上げたと考えられる。

平成28年度の新規事業である「就労準備支援事業」の開始により、直ちに一般就労への移行が困難な者に対し、一般就労に従事する準備として基礎能力の形成から段階的に支援を行ったことが、生活困窮者の課題解決に寄与したものと考えられる。

市営住宅については、公営住宅整備事業(青山二・三丁目アパート建替え事業)に基づき、古い住戸72戸を解体し、新しい住戸32戸を建設した。また、公営住宅ストック総合改善事業により、計画的な既存住戸のリフォームを行ったことも一因としてある。

### 【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

生活困窮者自立相談支援事業の目標値の設定に当たっては、平成26年度まで実施したモデル事業の成果を参考に設定したものであるが、事業の本実施に当たり、モデル事業において業務に精通したことが成果の向上に寄与したものと考えられる。

市営住宅については、計画的な建替えやリフォームを継続するための国庫補助等の予算措置が課題となっており、復興需要による工事費の高騰等もその一因となっている。

### 【これからの課題】

生活困窮者自立相談支援事業の新規相談者は減少傾向にある反面、解決が困難な支援対象者数は増加傾向にあり、自立相談支援機関の体制強化が必要である。

市営住宅については、引き続き盛岡市市営住宅長寿命化計画に基づく計画的な建て替えや修繕等を実施する。また、市営住宅の建て替えや修繕等に必要となる事業費の縮減を図る工夫も必要となる。

### 【改革改善案】

生活困窮者自立相談支援事業については、支援対象者を幅広く受け止めパーソナルサポートサービスを実施し、解決困難な支援対象者に対し、庁内関係各課を始め、各分野の専門機関との連携を強化し課題解決を図る。

市営住宅については、今後も盛岡市市営住宅長寿命化計画について、効率的で効果的な改善手法の検討や、実施スケジュール等の見直しを図っていく。

### 【各主体に期待する役割】

#### ○ 市

市民の心身の健康の保持と生活の安定を図り、経済的自立を進める必要があるため、生活保護事業や第二のセーフティネットである生活困窮者自立支援制度の事業を適正に実施する。

市営住宅は市が主体的に事業を進める必要があるため、特に、市営住宅における高齢化に対応した居住環境の整備などを実施していく。

#### ○ 国・県・他自治体

生活困窮者自立支援法の運用について、国と自治体との共通認識のもとでの内容の充実に努める。

#### ○ 市民・NPO

地域における声掛けや見守りへの取組、NPO等の関係機関の連携による生活困窮者支援ネットワークの強化を進める。

#### ○ 企業・その他

企業において、雇用促進、職業訓練事業への取組を進める。

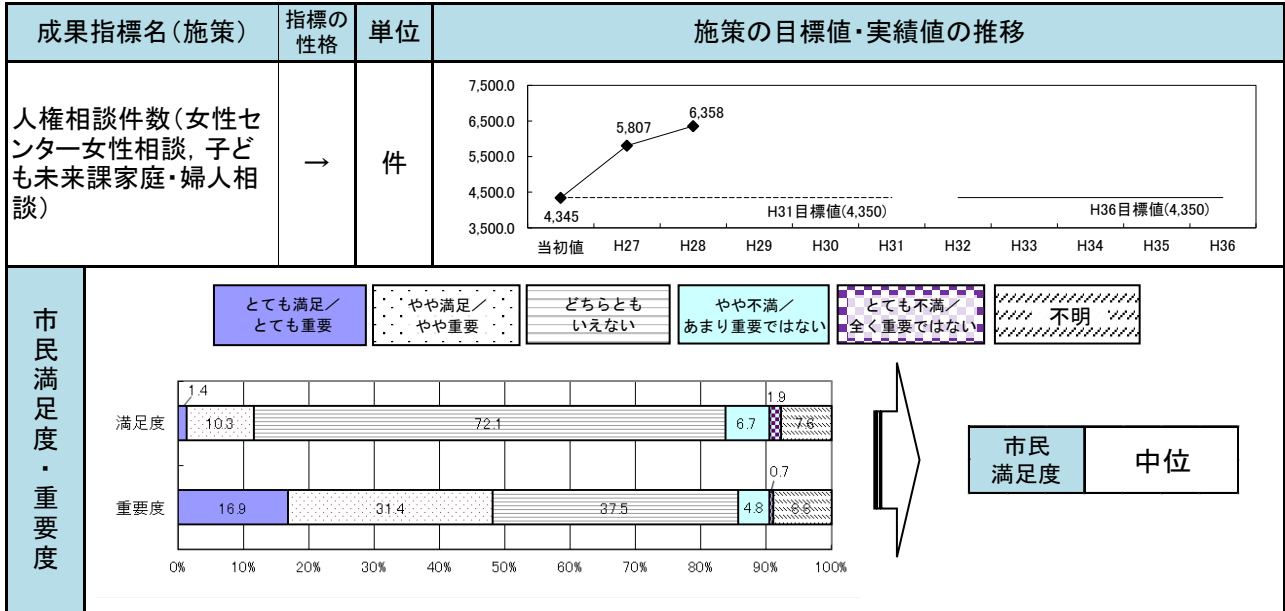
**施策 7 人権尊重・男女共同参画の推進**

評価責任者名	総務部長 柴田 道明
評価シート作成者名	総務部次長 佐藤 聡

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民	お互いを理解し, 尊重し, 個性と能力を発揮できる

【成果指標等の状況】



【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
平和・人権啓発の推進	50	50	0	0	50	25	45	やや大きい
男女共同参画の推進	40	20	20	20	50	20		



## 【取組内容と成果】

### ○取組内容

#### 【平和・人権啓発の推進】

非核平和都市宣言や原爆写真パネル展について、市ホームページにおいて周知を図り、開催したほか、盛岡・二戸・宮古地域人権啓発活動ネットワーク協議会盛岡部会の構成団体として、プロスポーツチームと連携して実施した人権啓発活動に参加した。

#### 【男女共同参画の推進】

男女参画サポーター養成講座や男女共同参画推進リーダー育成事業を実施した。

### ○成果

#### 【平和・人権啓発の推進】

小施策の指標としている「盛岡市が非核平和都市宣言をしていることを知っている」「人権擁護委員がいることを知っている」と答えた市民の割合は、いずれも微増したが、人権擁護委員については、人権意識の高まりとは相反して中間年度の目標値(30%)とは大きく離れている。

#### 【男女共同参画の推進】

男女参画サポーターの増加や、日本女性会議に派遣された市民の活動により、男女共同参画の推進が図られた。また、小施策の指標としている「女性の起業・就業人数」が増加し目標に近づいた一方、目標から離れた指標もあり、特に施策目標である「人権相談件数」については、27年度よりさらに増加し、乖離が大きくなった。

## 【成果を押し上げた要因】

### 【平和・人権啓発の推進】

非核平和の活動について積極的な周知を図ったことに加え、原爆投下から70年を経て、社会的にも関心が高い状況が続いているものと推察される。

### 【男女共同参画の推進】

推進リーダー研修生が、日本女性会議の参加に加え、事前・事後研修や報告会の準備を通じて、男女共同参画に対する理解を深めたことが挙げられる。

## 【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

人権啓発については、盛岡人権擁護委員協議会への補助金の支出に留まり、活動への積極的な関与に至らないことが考えられる。

また、女性相談や婦人相談などの人権に関する相談は、解決などにより相談を必要とする人が減る(相談件数が減る)ことが理想であることから、中長期的には相談件数を維持することを目指しているが、現状は相談窓口の周知が進んだことで、相談者が顕在化し件数が増加したものと考えられる。

## 【これからの課題】

当該施策については、「男女共同参画社会の推進や人権問題への取組が行われている」と感じる市民の割合が、「とても満足」「やや満足」を合わせても10%程度と依然低い一方で、7割を超える人が「どちらともいえない」と回答しており、取組への満足度だけでなく、取組の認知度が低いと推察され、いかに認知度を高めるかが課題となっている。

また、社会情勢の変化とともに、当該施策における新たな課題(海外、特に北朝鮮情勢の不安定さ、インターネット上の人権侵害、外国人等の人権問題など)が現れてきている。

## 【改革改善案】

人権相談や非核平和の推進に係る各事業の認知度を向上させるためには、前例にとらわれず、SNSなどのツールを活用した周知を図るとともに、幅広い世代が関心を持つように、事業内容を工夫する。

また、女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、審議会等の女性委員就任率向上に向けて、庁内外への働きかけを強めるほか、DV相談の増加・広域化に対応するため、配偶者暴力相談支援センターの運営体制を強化するとともに、国、県、関係機関とのさらなる連携を図る。

## 【各主体に期待する役割】

### ○市

- ・ 非核平和都市宣言や戦没者追悼式の事業について中心的な役割を担う。
- ・ 人権啓発の推進に当たり国・県・関係機関と連携する。
- ・ 庁内各部署における男女共同参画に係る取組の推進や、市民団体等への啓発を行う。
- ・ 様々な分野において女性登用を促進する。

### ○国・県・他自治体

- ・ 核兵器廃絶と恒久平和実現のための事業実施にあたり協力体制を築く。
- ・ 人権啓発の推進に当たり市と連携する。
- ・ DV被害者の安全を守るため警察等関係機関と連携する。
- ・ 様々な分野において女性登用を促進する。

### ○市民・NPO

- ・ 平和の尊さを理解し次代へ伝える。
- ・ 人権に対する理解を深める。
- ・ DV被害の防止のため子どもの頃から暴力を許さない意識づくりを行う。
- ・ 様々な分野において女性登用を促進する。

### ○企業・その他

- ・ 様々な分野において女性登用を促進する。
- ・ 女性の活躍の推進に関する取組を積極的に行う。



**施策 8 安全・安心な暮らしの確保**

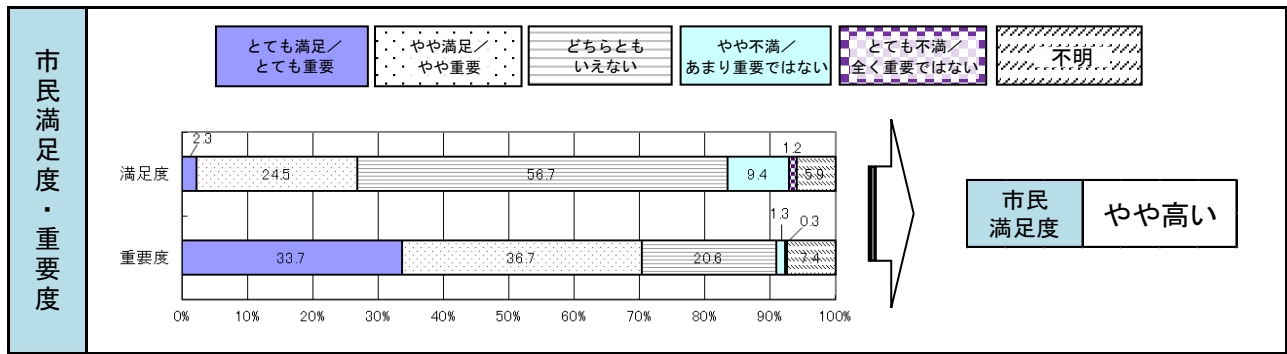
評価責任者名	総務部長 柴田 道明
評価シート作成者名	副消防防災監 高橋 邦夫

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市域	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険箇所が少なくなる</li> <li>災害による被害を最小限に留める</li> <li>火災が少なくなる</li> </ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険箇所の認識を高める</li> <li>災害による被害を最小限に留める</li> <li>交通事故の被害に遭わないようにする</li> <li>犯罪の被害者とならないようにする</li> <li>安心・安全な暮らしを確保する</li> <li>消費生活に係るトラブルを抱えている市民を救済する</li> </ul>
関係機関	災害による被害を最小限に留める
消防団	火災に迅速に対応できる

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移												
まちづくり評価アンケート調査「避難場所を知っている」と答えた市民の割合	↗	%	<table border="1"> <caption>避難場所を知っている市民の割合</caption> <tr><th>年度</th><td>当初値</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H31</td><td>H36</td></tr> <tr><th>実績値</th><td>69.0</td><td>72.7</td><td>76.2</td><td>75.0</td><td>80.0</td></tr> </table>	年度	当初値	H27	H28	H31	H36	実績値	69.0	72.7	76.2	75.0	80.0
年度	当初値	H27	H28	H31	H36										
実績値	69.0	72.7	76.2	75.0	80.0										
まちづくり評価アンケート調査「防災対策をしている」と答えた市民の割合	↗	%	<table border="1"> <caption>防災対策をしている市民の割合</caption> <tr><th>年度</th><td>当初値</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H31</td><td>H36</td></tr> <tr><th>実績値</th><td>60.7</td><td>57.9</td><td>62.1</td><td>70.0</td><td>80.0</td></tr> </table>	年度	当初値	H27	H28	H31	H36	実績値	60.7	57.9	62.1	70.0	80.0
年度	当初値	H27	H28	H31	H36										
実績値	60.7	57.9	62.1	70.0	80.0										
人口1万人当たりの火災発生件数	→	件	<table border="1"> <caption>人口1万人当たりの火災発生件数</caption> <tr><th>年度</th><td>当初値</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H31</td><td>H36</td></tr> <tr><th>実績値</th><td>1.7</td><td>1.6</td><td>1.5</td><td>1.7</td><td>1.7</td></tr> </table>	年度	当初値	H27	H28	H31	H36	実績値	1.7	1.6	1.5	1.7	1.7
年度	当初値	H27	H28	H31	H36										
実績値	1.7	1.6	1.5	1.7	1.7										
人口1万人当たりの刑法犯発生件数	→	件	<table border="1"> <caption>人口1万人当たりの刑法犯発生件数</caption> <tr><th>年度</th><td>当初値</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H31</td><td>H36</td></tr> <tr><th>実績値</th><td>68.4</td><td>57.6</td><td>51.2</td><td>68.4</td><td>68.4</td></tr> </table>	年度	当初値	H27	H28	H31	H36	実績値	68.4	57.6	51.2	68.4	68.4
年度	当初値	H27	H28	H31	H36										
実績値	68.4	57.6	51.2	68.4	68.4										
不適正な管理状態にある空き家等の相談件数	↗	件	<table border="1"> <caption>不適正な管理状態にある空き家等の相談件数</caption> <tr><th>年度</th><td>当初値</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H31</td><td>H36</td></tr> <tr><th>実績値</th><td>60</td><td>178</td><td>139</td><td>85</td><td>85</td></tr> </table>	年度	当初値	H27	H28	H31	H36	実績値	60	178	139	85	85
年度	当初値	H27	H28	H31	H36										
実績値	60	178	139	85	85										
消費生活相談の解決率(解決した件数/消費生活相談件数)	↗	%	<table border="1"> <caption>消費生活相談の解決率</caption> <tr><th>年度</th><td>当初値</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H31</td><td>H36</td></tr> <tr><th>実績値</th><td>98.5</td><td>98.8</td><td>98.9</td><td>99.0</td><td>99.0</td></tr> </table>	年度	当初値	H27	H28	H31	H36	実績値	98.5	98.8	98.9	99.0	99.0
年度	当初値	H27	H28	H31	H36										
実績値	98.5	98.8	98.9	99.0	99.0										



【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
危険箇所の解消	50	40	10	0	20	10	45.5	やや大きい
地域防災力の強化	50	20	20	10	20	10		
消防・救急の充実	40	20	20	20	20	8		
交通安全の推進	25	25	25	25	10	2.5		
防犯対策の推進	40	30	30	0	10	4		
空き家等対策の推進	50	25	25	0	10	5		
消費者の自立支援	60	10	10	20	10	6		

【取組内容と成果】

- ・「危険箇所の解消」については、河川整備を進めるとともに土砂災害ハザードマップの作成・配布済箇所が増えた。
- ・「地域防災力の強化」については、浸水想定区域や避難場所等の周知に積極的に取組み、市民の防災意識の向上が図られた。また、自主防災組織の結成促進に努め、結成率が向上した。
- ・「消防・救急の充実」については、新採用職員を対象とした消防団体験入団を継続したほか、消防団装備品を計画的に整備し、消防団員の充足率が増加した。
- ・「交通安全の推進」については、警察署及び交通安全協会と連携し、交通安全教室の開催、高齢者への在宅訪問指導、交通指導員による朝夕の街頭指導を行うなど、交通安全意識の浸透を図り、交通事故発生件数や事故死者数は減少傾向にある。
- ・「防犯対策の推進」については、盛岡市防犯活動推進計画に基づき自主防犯活動団体への防犯パトロール用品の支給や町内会を対象とした防犯知識を高める講習会の開催及び広報紙への防犯啓発記事の掲載などの事業や支援を行い、刑法犯認知件数は減少傾向にある。
- ・「空き家等対策の推進」については、空き家に係わる講座の実施や、空き家・空き地の売却、賃貸、相談などに関する専門家による相談会を実施し、空き家等の所有者が管理を改善した。
- ・「消費者の自立支援」については、出前講座への相談員の派遣等を行い、市民の消費生活の自立に貢献し、消費者の安全安心や市民の権利が確保された。

【成果を押し上げた要因】

- ・「危険箇所の解消」については、河川整備の予算や優先度を考慮しながら、効率的な執行を図ったこと。また、県の土砂災害警戒区域等の指定箇所が増えたこと。
- ・「地域防災力の強化」については、国の協力を得ながら実施した浸水想定区域等の住民説明会の実施や、自主防災組織等を中心とする地域での防災・減災への取組が普及したこと。
- ・「消防・救急の推進」については、市の新採用職員等の消防団体験入団を実施したこと。
- ・「交通安全の推進」については、幼稚園・保育園、小・中学校、老人クラブ等での交通安全教室の開催や街頭啓発活動を行ったこと。
- ・「防犯対策の推進」については、ボランティア団体へのパトロール用品の支給や、防犯研修会の実施、盛岡市防犯協会事業への支援を行ったこと。
- ・「空き家対策の推進」については、空き家等の所有者を対象とした相続、活用に関する講座を実施したこと。
- ・「消費者の自立支援」については、積極的な啓発活動や事業所への立入検査等を関係機関と連携し実施したこと。

### 【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

空き家等の相談件数については、平成27年4月施行の盛岡市空き家等の適正管理に関する条例により、数年間は相談件数が増加するが、空き家等の所有者を対象とした相続、活用に関する講座等を実施し、空き家等の改善等により相談件数を減らし、最終的には平成25年度より微増の相談件数を維持する意図で目標値を設定していることから、前年度よりも相談件数が減少していることは想定どおりである。

### 【これからの課題】

- ・「危険箇所の解消」については、河川整備率の向上に向け、更なる事業費の確保と、土砂災害対策においては県との連携が必要である。
- ・「地域防災力の強化」については、国・県の浸水想定区域の見直し等を反映した防災マップの作成・配布など、災害時に市民が迅速かつ的確に避難行動をとることができるような環境づくりを進めるとともに、自主防災組織の結成促進・育成強化を図る必要がある。
- ・「消防・救急の充実」については、消防団の消防防災活動に必要な装備の整備を進めるとともに、消防団員に対する環境整備を図りながら、消防団の幹部等による団員確保の取組を行うほか、新採用職員等を対象とする体験入団の継続実施やその他の職員に対する呼びかけを行うなどの取組が必要である。
- ・「交通安全の推進」については、交通事故の割合が高い高齢者に対する事故防止啓発活動を重点的に取り組む必要がある。
- ・「防犯対策の推進」については、子どもに対する声かけ事案や還付金詐欺等の特殊詐欺に対し、子ども見守り活動への支援や警察等関係機関と連携した啓発活動の強化を図る必要がある。
- ・「空き家等対策の推進」については、空き家等を発生させない取組が必要である。
- ・「消費者の自立支援」については、消費者をめぐる社会状況に応じた施策・事業を推進するため、正規職員の人員を増やすなど組織の改善が必要である。

### 【改革改善案】

- ・「危険箇所の解消」については、「準用河川改修事業」及び「都市基盤河川改修事業(南川)」の交付金配分について、統一要望時などの機会を捉え、国・県に要望して予算の確保を図るとともに、「準用河川改修事業」については、各河川間の施工状況等を考慮し、予算内での配分や施工方法を検討して、効率的な事業の進捗を図る。また、「急傾斜地崩壊対策事業」については事業の進捗が図られるよう県に協力して、事業関係者への対応に取り組む。
- ・「地域防災力の強化」については、避難場所等の周知を図るため、「防災マップ」の作成・配布を行うとともに、「防災マップ」の活用が図られるよう、説明会等を開催するとともに、総合防災訓練やシェイクアウト、土砂災害訓練などの住民参加型訓練や地域が主体となって行われている防災訓練等の場を活用し、防災に関する出前講座を実施する。
- ・自主防災組織が未結成の町内会等に直接働きかけ、結成を促す。また、結成済みの自主防災組織に対しては、研修や訓練などが実施される際に職員を派遣し、指導する。
- ・「消防・救急の充実」については、「消防団管理事務」及び「消防施設整備事業」において、消防団の消防防災活動に必要な装備の整備を進めるとともに、消防団員に対する環境整備を図りながら、消防団の幹部等による団員確保の取組を行うほか、消防団員の優遇制度等の導入を検討する。また、市としては、新採用職員等を対象とする体験入団の継続実施やその他の職員に対する呼びかけを行う。
- ・「交通安全の推進」については、高齢者交通安全教室開催のPR、警察等交通安全関係団体との連携による高齢者に対しての更なる啓発を行う。
- ・「防犯対策の推進」については、必要と思われる防犯パトロール用品のアンケートを実施するとともに、警察等関係機関と連携した啓発活動を強化する。
- ・「空き家等対策の推進」については、不動産鑑定士や宅地建物取引士など専門家による、空き地・空き家の売却、賃貸、相続などに関する相談会を実施する。
- ・「消費者の自立支援」については、正規職員の人員を増員し、事務的作業をする管理チームと必要な施策・事業を推進する事業チーム(消費者教育・啓発を含む)の組織化に向けて取り組む。

## 【各主体に期待する役割】

### ○ 市

- ・ 地震や水害などの自然災害に備えて河川改修の促進を図るとともに、被害が最小限になるように危険箇所の周知を進める。
- ・ 市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災関係機関等の協力を得て防災活動を実施する。
- ・ 防災マップの作成・配布により市民に対し地域の災害リスクや避難所を周知し、防災行政無線(玉山地域)の再整備など市民に対する災害情報の伝達体制を整え、各避難所に標示板を整備し、備蓄の充実を図るなど、災害時に市民が迅速・的確に避難行動をとることができるような環境づくりを進める。
- ・ 市民に防火意識の高揚を図るとともに、複雑多様化する災害に対応するため、消防施設や装備等の整備を計画的に行うほか、住宅火災による死者の低減を図るため、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置を推進する。また、救命率向上のため、救急救助体制の充実を図る。
- ・ 市民への直接的な啓発活動のほか、近隣市町村との連携に中心的な役割を担っている。
- ・ 市民への啓発活動のほか、盛岡市防犯協会に対する補助事業や警察等関係機関と連携して施策を展開している。
- ・ 空き家等の適正管理に係る指導・助言等や利活用の推進など、中心的な役割を担っている。
- ・ 消費生活相談、消費者教育の実施、消費生活全般に関する知識の普及及び消費者の自立に必要な情報の提供、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の推進。

### ○ 国・県・他自治体

- ・ 土砂災害対策については、岩手県が主体となって事業を行っていることから、事業が促進されるよう協力しながら進める必要がある。
- ・ 県は、自ら防災活動を実施し、市を含む防災関係機関が処理する防災に関する事業を支援し、総合調整を行う。
- ・ 国及び県は、市が行う消防・救急体制の充実に向けた事業に対する支援と全体的な調整を行う。
- ・ 市町村への情報提供や全県的な取組に中心的な役割を担っている。
- ・ 市町村への財政支援、空き家等対策の充実等、市町村を積極的に支援することが期待されている。
- ・ 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の推進。

### ○ 市民・NPO

- ・ 土砂災害対策については、住民の理解と協力が必要である。
- ・ 自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、地域防災に寄与するため、災害に備えて食料等を備蓄し、建物を補強するなど、自主的な防災・減災対策を講ずる。
- ・ 「自分達の地域は自分達で守る。」という連帯感のもと、自主防災組織を結成するとともに、同組織等を中心に、自主的な防災体制の確立を図る。
- ・ 住宅火災を防止するため、婦人防火クラブや婦人消防協力隊が中心となり、火災予防活動に努める。
- ・ 市民にとって身近な問題であることから、一人ひとりが積極的に取り組むことが求められている。
- ・ 地域の防犯に日常的に取り組む主体としての役割を担っている。
- ・ 個人の財産であることから、空き家等の所有者が、自己責任において取り組むことが求められている。
- ・ 市民(消費者)は消費生活全般に関する知識の習得及び情報の収集等、自主的な行動に努める。消費者団体等は消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者被害の防止及び救済のための活動など消費生活の安定及び向上を図るための行動。

### ○ 企業・その他

- ・ 事業活動に当たり、地域構成員であることを自覚し、地域の防災活動に協力するとともに、市が行う防災に関する事業及び災害時の救援・救助活動に協力する。
- ・ 自衛消防隊を組織し、火災予防に努めるとともに、事業所内等の火災の初期消火を担い、被害の軽減を図る。
- ・ 通勤や業務活動等にも関わる問題であることから、他の主体と同様に取り組むことが求められている。
- ・ 消費者の安全及び消費者との取引における公正の確保。消費者との間に生じた苦情等に対する適切な処理。国または地方公共団体が実施する消費者政策に対する協力。

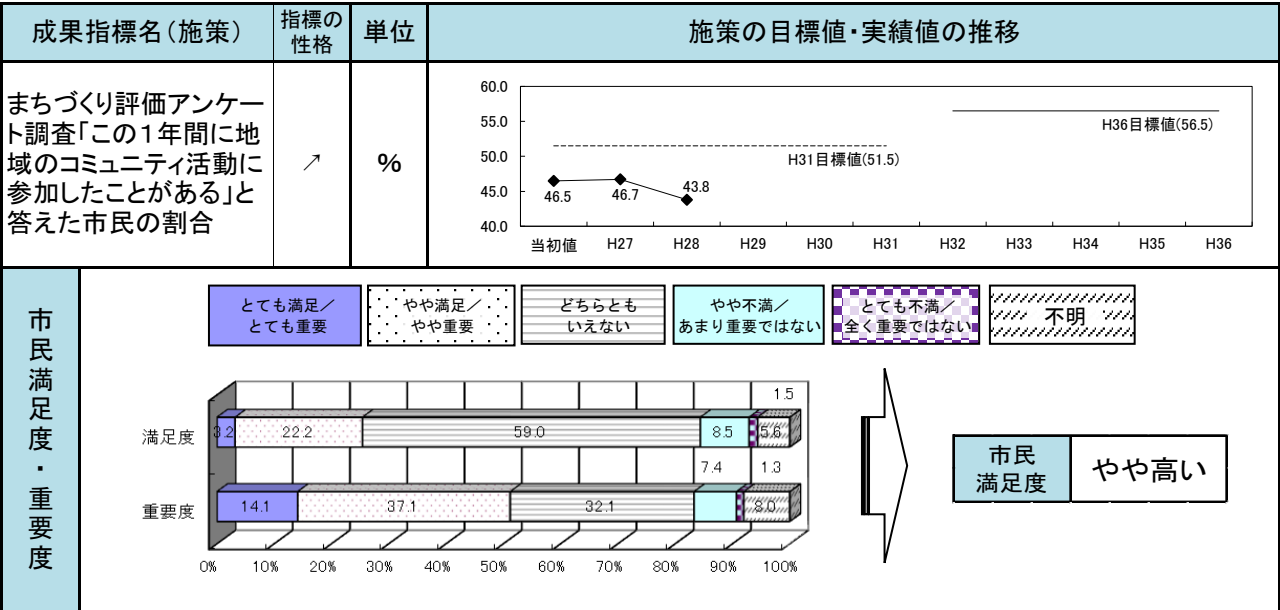
**施策 9 地域コミュニティの維持・活性化**

評価責任者名	市民部長 伊瀬谷 渉
評価シート作成者名	市民部次長 中村 俊行

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
町内会・自治会	団体が持続的な活動展開を行なっていくための支援をする
コミュニティ推進地区組織	その活動を市民全体に周知するとともに, 活動のリーダーを養成する

【成果指標等の状況】



【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
コミュニティ活動の支援	50	0	40	10	100	50	50	やや大きい

### 【取組内容と成果】

#### 【町内会・自治会支援】

協働推進奨励金制度の創設により、補助金申請等の事務負担が軽減された。

#### 【コミュニティ推進地区組織支援】

地域協働事例発表会・コミュニティリーダー研修会は盛況で、参加者の評価も高かった。

### 【成果を押し上げた要因】

#### 【町内会・自治会支援】

町内会・自治会等に対する主な補助金・謝礼金をまとめて支給したこと。

#### 【コミュニティ推進地区組織支援】

研修会への中央講師の招聘。

### 【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

#### 【コミュニティ推進地区組織】

各コミュニティ推進地区組織等では、それぞれ工夫をこらした様々な事業を活発に行っているが、参加者が固定化し、現役世代を含めた比較的若い世代を呼び込めていないことが想定される。

### 【これからの課題】

- ・ 町内会等の役員の事務や労力の負担軽減のためのNPOの活用
- ・ 賃貸アパートやマンションなどの入居世帯の町内会・自治会への加入率の低さ
- ・ 役員の高齢化や人口減少に伴う小規模町内会への対応
- ・ 地域活動に対する意識の変化

### 【改革改善案】

- ・ 町内会・自治会等に対する補助金・謝礼金をまとめ、さらに事務負担の軽減を図る
- ・ 地域担当職員制度と、並行して行う職員研修を通じた職員の意識の改革による支援強化
- ・ 市民協働推進センターの周知徹底と、職員の知識・資質の向上による支援の充実

### 【各主体に期待する役割】

#### ○ 市

町内会・自治会、コミュニティ推進地区組織に対しては、「協働によるまちづくりを進める、対等のパートナーとしての意識を持ちつつ支援を講ずる必要がある。

#### ○ 国・県・他自治体

#### ○ 市民・NPO

地域活動においては、中心的な役割を担っている。

#### ○ 企業・その他

今後において、協働のまちづくりを担う新たな主体のひとつとしての活躍が望まれる。



## 施策 10 生活環境の保全

評価責任者名	環境部長 菅原 英彦
評価シート作成者名	環境部次長 櫻 正伸

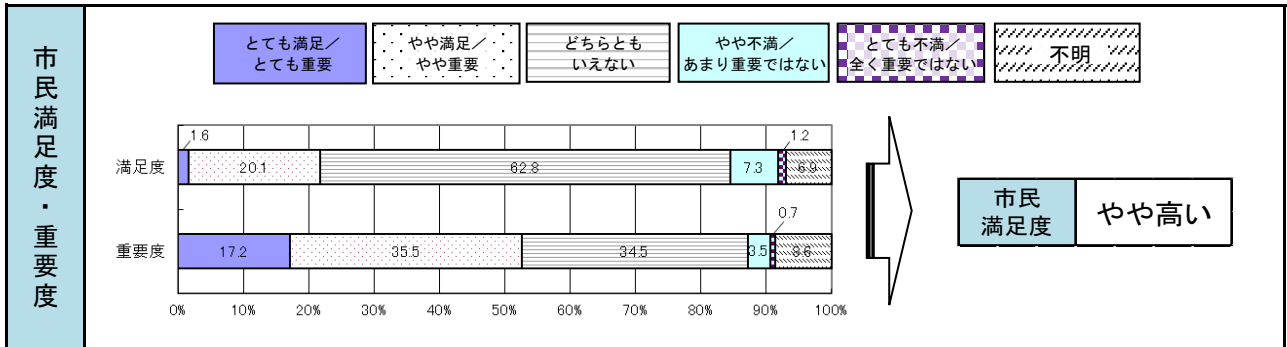
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市域, 市民	良好で快適な生活環境が保全される。

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移																		
まちづくり評価アンケート調査「清潔で衛生的, 公害がないといった点で, きれいなまちだと思う」と答えた市民の割合	↗	%	<table border="1" style="display: none;"> <caption>まちづくり評価アンケート調査「清潔で衛生的, 公害がないといった点で, きれいなまちだと思う」と答えた市民の割合</caption> <thead> <tr><th>年度</th><th>実績値</th><th>目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>当初値</td><td>75.8</td><td></td></tr> <tr><td>H27</td><td>79.1</td><td></td></tr> <tr><td>H28</td><td>77.4</td><td></td></tr> <tr><td>H31</td><td></td><td>77.0</td></tr> <tr><td>H36</td><td></td><td>80.0</td></tr> </tbody> </table>	年度	実績値	目標値	当初値	75.8		H27	79.1		H28	77.4		H31		77.0	H36		80.0
年度	実績値	目標値																			
当初値	75.8																				
H27	79.1																				
H28	77.4																				
H31		77.0																			
H36		80.0																			
焼却処理施設での年間処理量*	↘	t	<table border="1" style="display: none;"> <caption>焼却処理施設での年間処理量*</caption> <thead> <tr><th>年度</th><th>実績値</th><th>目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>当初値</td><td>96,367</td><td></td></tr> <tr><td>H27</td><td>92,898</td><td></td></tr> <tr><td>H28</td><td>91,353</td><td></td></tr> <tr><td>H31</td><td></td><td>90,784</td></tr> <tr><td>H36</td><td></td><td>84,711</td></tr> </tbody> </table>	年度	実績値	目標値	当初値	96,367		H27	92,898		H28	91,353		H31		90,784	H36		84,711
年度	実績値	目標値																			
当初値	96,367																				
H27	92,898																				
H28	91,353																				
H31		90,784																			
H36		84,711																			

\* 盛岡市一般廃棄物処理基本計画の改訂にあわせ, 平成28年度に目標値を変更



【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
環境衛生の確保	35	0	35	30	50	17.5	27.5	やや小さい
公害の防止	20	20	30	30	50	10		

### 【取組内容と成果】

#### 【環境衛生の確保】

- ・ 盛岡地域内の塵芥収集運搬業務の民間委託を拡大した。
- ・ 玉山地域内の塵芥収集運搬業務を見直したことにより、ごみの減量化が図られた。

#### 【公害の防止】

- ・ 大気、水質、騒音・振動とも環境基準適合率が高い水準で推移している。
- ・ 盛岡市クリーンセンター公害防止対策協議会及び公害監視委員会からの指導助言等により、排ガス基準値順守継続日数が2,400日を越え、地域住民との公害防止協定を継続して守ることができた。

### 【成果を押し上げた要因】

#### 【環境衛生の確保】

- ・ 盛岡地域内の民間委託拡大に向け収集センターの現場職員と十分に協議を行った。
- ・ 玉山地域について、平成28年度から祝日収集を実施し、また、プラスチック製容器包装の分別収集に取り組んだこと。
- ・ 各ごみ処理施設において保守点検の確実な実施により良好に維持されていること及び運転監視員が安定運転に係る知識や技術を継続して研鑽習得してきたこと。

#### 【公害の防止】

- ・ 大気については、測定局2地点において年間を通じて大気汚染物質を測定しており、一部環境基準の超過がみられたが概ね良好な状況であった。
- ・ 水質については、公共用水域28地点において年間を通じて水質を調査しており、一部環境基準の超過がみられたが概ね良好な状況であった。
- ・ 騒音・振動については、一般地域、道路に面する地域、高速交通沿線の騒音・振動を測定しており、概ね良好な状況であった。
- ・ 盛岡市クリーンセンター公害防止対策協議会及び盛岡市クリーンセンター公害監視委員会からの指導助言等に対し、必要な予算措置を含め可能な限り迅速に対応することができたため。

### 【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

### 【これからの課題】

#### 【環境衛生の確保】

- ・ 盛岡地域の塵芥収集運搬業務について、平成26年6月に収集運搬体制の見直しを行ったが収集時間の短縮等まだ改善する余地がある。
- ・ 玉山地域の住民が、ごみの出し方に関してとまどいが生じている。また、違反ごみが増加している。
- ・ 市クリーンセンターは、工場の稼働開始から19年が経過し、計画的な改修工事が必要である。

#### 【公害の防止】

- ・ 大気については、一部環境基準の超過(光化学オキシダント、微小粒子状物質PM2.5)がみられる。
- ・ 水質についても、一部環境基準の超過(河川における大腸菌群)がみられる。

### 【改革改善案】

#### 【環境衛生の確保】

- ・ 盛岡地域の塵芥収集運搬業務について、地区別収集体制に移行し排出量、組成分析データによりごみ減量施策を推進する。
- ・ 玉山地域において、ごみの出し方の周知を徹底する。
- ・ 市クリーンセンターは、県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想の進捗と連携した改修工事計画を総合計画事業に位置付け、計画的に実施する。

#### 【公害の防止】

PM2.5の成分分析について、県、中核市等の取組状況の調査研究を継続していく。



**【各主体に期待する役割】**

**○ 市**

**【環境衛生の確保】**

- ・ 市民への生活環境の保全に係る啓発活動や環境関連の学習の拡充を図る。
- ・ 廃棄物の適正な処理を図るため、家庭ごみ収集の効率化や集積場所等への支援や事業者、許可業者への適正処理の指導を徹底する必要がある。  
また、廃棄物処理施設においては、適正な管理や計画的な改修で、施設の安全性を維持し、安定した処理を継続する。
- ・ 環境の美化のために、不法投棄対策の強化を図るとともに、地域、企業、団体等の清掃活動を支援し、ポイ捨て禁止などの啓発活動を実施して、環境美化を推進する必要がある。

**【公害の防止】**

事業者に対する公害防止の啓発や適正な届出の指導を行う。

**○ 国・県・他自治体**

**【公害の防止】**

適正な法規制を推進し、全国・全県的な趨勢や動向に関する情報提供を行う。

**○ 市民・NPO**

**【環境衛生の確保】**

市民は、清掃活動や資源集団回収などに積極的に取組み、環境に配慮した暮らしをこころがける必要がある。  
また、地域ではまちの美化活動にみんなで取組み、清掃活動や環境学習活動などの自発的な環境保全活動に取組む人の輪を広げる必要がある。

**【公害の防止】**

環境保全に関する身近な取組を実践する。

**○ 企業・その他**

**【公害の防止】**

公害の防止を徹底する。

**【環境衛生の確保】**

清掃活動などの美化活動に積極的に取組み、事業所から出るごみの処理にあたっては、積極的に資源化を図り、発生するごみは自己の責任において、適正に処理を行う必要がある。

(余白)